

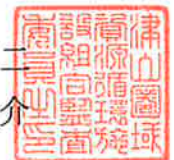
津山圏域資源循環施設組合
監 査 委 員 告 示 第 1 号
令 和 7 年 2 月 2 8 日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和6年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 和田 賢二

監査委員 則 吉 洋 介



令和 6 年度

定期監査結果報告書

津山圏域資源循環施設組合監査委員

第1 津山圏域資源循環施設組合監査基準に準拠している旨

令和6年度定期監査は津山圏域資源循環施設組合監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

第3 監査の対象

津山圏域資源循環施設組合

第4 監査の着眼点

令和5年度及び令和6年度における予算、収入、支出、契約、財産等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業が効果的に実施されているか等を監査の着眼点とした。

第5 監査の実施方法

監査資料や関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、関係職員からの聴取、現地調査などを行った。

第6 監査の実施場所及び期間

実施場所	津山圏域資源循環施設組合事務所及び所管施設
期 間	令和6年10月11日から令和7年2月19日まで
委員による聴取日	令和7年1月27日

第7 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも組織管理・職員配置について適正化を図りながら、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

また、軽易な事項については監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

職員の配置状況

(令和6年11月1日現在) (単位:人)

部課係名 \ 職名	事務局長	事務局次長	主幹	主査	主任	主事	会計年度 任用職員	計
津山圏域 資源循環施設組合	1	1	1	2	1	1	2	9

【改善を要する事項】

- 1 津山圏域クリーンセンター有施設清掃業務委託について、支出予定額が300万円を超えていたが、契約締結時に副管理者の決裁を受けていなかった。津山圏域資源循環施設組合事務決裁規程において準用する津山市事務決裁規程第13条第9号に基づき適正に事務処理されたい。

第8 監査委員の意見

津山圏域クリーンセンターは、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場及びリサイクルプラザを有する総合ごみ処理センターとして平成28年3月から稼働し、当年度末で9年が経過する。

施設運営を担う民間事業者との緊密な情報共有や定期的な会議の実施を通じ、安定した運営に取り組んできたが、当初計画値より高い負荷率での運転が続き、施設の稼働に支障をきたしたため、可燃ごみの一部外部搬出を行った。また、令和5年度からは、津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターで汚泥処理の際に発生する脱水汚泥（助燃剤）の受け入れを一部制限している。

可燃ごみの搬入量は減少傾向にあるものの、依然として計画量を超えており、設備や機器の劣化・損傷が早まることが懸念される。また、一般廃棄物処理に係る経費と利用者が負担する処理手数料の格差が広がっていることから、適正な処理手数料について検討が必要となっている。構成市町との更なる連携と理解のもと、より一層のごみの減量・分別、資源の有効活用を図り、持続可能で誰もが住みやすい循環型社会の構築に努められたい。

津山圏域資源循環施設組合
監査委員告示第2号
令和7年3月14日

地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 和田 賢二

監査委員 則 吉 洋 介



監査結果報告日 令和 7 年 2 月 2 8 日

措置等の内容

1	津山圏域クリーンセンター有施設清掃業務委託について、支出予定額が 300 万円を超えていたが、契約締結時に副管理者の決裁を受けていなかった。津山圏域資源循環施設組合事務決裁規程において準用する津山市事務決裁規程第 1 3 条第 9 号に基づき適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合）
		2. 検討中（措置を検討中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の 内容	令和 5 年度事務担当者が津山市事務決裁規程の第 1 3 条第 9 項の支出負担行為の決定に関することについて、支出負担行為書のみで決裁を受けるものと勘違いし、負担行為については、副管理者の決裁を受けておりましたが、起案書には受けておりませんでした。今後、決裁を受けるように留意します。なお、令和 6 年度は、起案書及び支出負担行為書ともに副管理者の決裁を受けております。	